

役員、評議員、名誉会長及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人献血供給事業団（以下「本事業団」という。）の定款第18条及び第35条並びに第36条の規定に基づき、役員、評議員、名誉会長及び顧問の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、本事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 名誉会長及び顧問とは、定款第36条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本事業団は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、役員等は、報酬等の受け取りを辞退することができる。

- 2 常勤役員には、常勤役員報酬等表（別表）に基づき定例役員報酬等を支給する。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 4 職員兼務役員の報酬等は、その兼務の状況に応じて役員報酬等と職員給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬等のみで支給することができる。
- 5 常勤役員の退職にあたっては、理事会の承認を得て、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができる。支給基準等については別に定める。

(報酬等の額の決定)

第4条 本事業団の常勤役員の定例報酬等月額、常勤役員報酬等表(別表)のとおりとし、各々の役員の報酬等月額は常勤役員報酬等表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。ただし、常勤監事の報酬等月額は、別表に定める常勤役員報酬等表の範囲内において監事の協議により定める。

2 非常勤役員及び評議員については、次の各号に掲げる職務執行の対価として、各号記載の報酬等を支給する。ただし、同一の日に理事会と評議員会に出席した場合の報酬等は、いずれかの報酬等に限ることとする。また、1日に複数回開催した場合も同様とする。なお、各号記載の報酬等の金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 評議員会又は理事会の出席 | 15,000円 |
| (2) 監事監査 | 15,000円 |

(減額の措置)

第5条 理事長は、本事業団の業績の状況、その他の理由により、常勤役員の報酬等が不適当と判断されるときは、理事会の承認のほか、当該常勤役員本人の同意が得られる場合に限り、事業年度内においても減額改定をすることができる。

2 理事長は、前項の報酬等の減額を実施した場合において、報酬等の減額を行う必要がなくなつたと判断したときは、理事会の承認を得て、これを従前の額に復元することができる。

(報酬の支給日及び支給方法)

第6条 常勤役員の定例報酬等月額は、職員給与の支給日にその月の月額を支給する。

2 常勤役員が月の途中で新たに就任し、又は退任し、若しくは解任された場合であつて、前項の規定により難しいときは、就任し、又は退任し、若しくは解任された日の翌日から42日以内に支給するものとする。

3 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込により支給する。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(定例報酬等月額の計算期間)

第7条 定例報酬等月額の計算期間は毎月1日から月末までとする。

2 新任、解任に伴う当月分の報酬等は、発令の日を基準として日割計算により支給する。

3 前項の規定にかかわらず、月の途中で任期満了により退職する場合は、日割り

計算とはせず1か月分を支給する。

- 4 第2項の規定により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬等額は、その月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(長期欠勤者の報酬)

- 第8条 病気療養等やむを得ない事由により4ヶ月以上にわたる長期欠勤中の常勤役員の報酬等は、理事会の承認を得て、現に受けていた報酬等の70%を支給する。

(通勤手当)

- 第9条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(費用)

- 第10条 本事業団は、役員等、名誉会長及び顧問がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した第2条第7号に定める費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む。)を、出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

- 第11条 本事業団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人献血供給事業団の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
- 2 第2条第2項に定める常勤役員は、当分の間、理事に限るものとする。

附則（第6回定時評議員会決議 一部改正 平成26年6月13日）

- 1（報酬等の額の決定）第4条、（減額の措置）第5条について一部改正。
- 2 この規程の一部改正は、平成26年6月13日から施行する。

附則（第21回定時評議員会決議 一部改正 令和7年6月12日）

- 1 規程名称、（目的及び意義）第1条、（定義等）第2条、（費用）第10条について一部改正。
- 2 この規程の一部改正は、令和7年6月12日から施行する。

（別表） 常勤役員報酬等表

	月 額 (円)		月 額 (円)
第1号	475,000	第14号	930,000
第2号	510,000	第15号	965,000
第3号	545,000	第16号	1,000,000
第4号	580,000	第17号	1,035,000
第5号	615,000	第18号	1,070,000
第6号	650,000	第19号	1,105,000
第7号	685,000	第20号	1,140,000
第8号	720,000	第21号	1,175,000
第9号	755,000	第22号	1,210,000
第10号	790,000	第23号	1,245,000
第11号	825,000	第24号	1,280,000
第12号	860,000	第25号	1,315,000
第13号	895,000	第26号	1,350,000

常勤役員退職慰労金支給規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、役員、評議員、名誉会長及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程第3条第5項の規定に基づき、公益財団法人献血供給事業団（以下「本事業団」という。）の常勤役員が退職した場合の退職慰労金の支給の基準について定めることを目的とする。

(退職慰労金の支給)

第2条 退職慰労金は、常勤役員として勤務し、かつ任期満了、辞任、又は死亡により退任した者、並びに心身の故障により解任された者に、この規程の基準による評議員会の決議に基づき、支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

2 退職慰労金は、法令に基づき控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

3 退職慰労金は、評議員会の決議があった後、できるだけ速やかに支払わなければならない。

(退職慰労金の支給制限)

第3条 常勤役員の退職又は解任が次の各号の一に該当する場合には、評議員会の承認を得て、退職慰労金を減額又は支給しないことができる。

(1) 本事業団 定款第34条第1号の規定により解任されたとき。

(2) 刑事事件に関し有罪の確定判決を受けたことにより退職したとき。

(3) 常勤役員が刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職したとき。ただし、無罪となったときは、この限りではない。

2 前項第3号の規定は、退職した常勤の役員に対し退職慰労金が支給されていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(基本額)

第4条 退職慰労金の基本額は、役位別に次のとおりとする。

理事長	167,000円
専務理事	150,000円
常務理事	134,000円
常勤理事	100,000円

(退職慰労金の額)

第5条 退職慰労金の額は、常勤役員が退職した日における役位別の基本額に、役位の在任期間の月数を乗じて得た額とする。

- 2 職員兼務役員については、「職員退職手当支給規程」に準じて計算する。ただし、特に必要がないと認められるときは、本規程に基づき、計算することができる。

(再任の取扱い)

第6条 常勤役員が任期満了の日又はその翌日において再び常勤役員に任命されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

- 2 任期満了の日以前又はその翌日において役位を異にする常勤役員に任命されたときも同様とする。

(在職期間の計算)

第7条 在職期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1ヶ月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1ヶ月と計算するものとする。

- 2 役位別期間の合計月数が前条第2項の規定により引き続き在職したものとみなして計算される在職期間の在職月数を超えるときは、役位別期間のうち端数の少ない月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役位期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(特別慰労金)

第8条 在任中、特に功労のあった役員に対しては、退職慰労金の額に30%を超えない範囲の割増を特別慰労金として付加し、支給することができる。

(算定額の端数処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた1,000円未満の算定額の端数は、これを1,000円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 本事業団は、役員、評議員、名誉会長及び顧問の報酬等並びに費用に関する規定の一部として公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は評議員会の決議によるものとする。

(補 則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人献血供給事業団の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

2 第1条に定める常勤役員は、当分の間、理事に限るものとする。

附 則 （第21回定時評議員会決議 一部改正 令和7年6月12日）

1 （目的及び意義）第1条、（公表）第10条について一部改正。

2 この規程の一部改正は、令和7年6月12日から施行する。

非常勤理事退職慰労金支給規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、役員、評議員、名誉会長及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程第3条第1項の規定に基づき、公益財団法人献血供給事業団(以下「本事業団」という。)の事業運営に多大な貢献をした非常勤理事が退職した場合の退職慰労金の支給の基準について定めることを目的とする。

(退職慰労金の支給)

第2条 退職慰労金は、非常勤理事として事業運営に多大な貢献をし、かつ任期満了、辞任、又は死亡により退任した者、並びに心身の故障により解任された者に、この規程の基準による評議員会の決議に基づき、支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

- 2 退職慰労金は、法令に基づき控除すべき額を控除し、その残額を支給する。
- 3 退職慰労金は、評議員会の決議があった後、できるだけ速やかに支払わなければならない。

(退職慰労金の支給基準)

第3条 非常勤理事の退職慰労金支給基準については、次のとおりとする。

- (1) 代表権を持つ非常勤理事であったこと
 - (2) 本事業団の事業運営に多大な貢献をしたと認められること
 - (3) 非常勤理事在任中に一切の報酬を受け取っていないこと
- 2 前項の条件を満たす場合、常勤役員退職慰労金支給規程第4条から第9条までに準じて退職慰労金を計算し、評議員会の議決をもって支給することができる。なお、会長職は理事長に準ずるものとする。

(公表)

第4条 本事業団は、役員、評議員、名誉会長及び顧問の報酬等並びに費用に関する規定の一部として公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会の決議によるものとする。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年6月13日から施行する。

附 則 (第16回臨時評議員会決議 一部改正 令和2年7月22日)

1 (退職慰労金の支給基準) 第3条について一部改正。

2 この規程の一部改正は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (第21回定時評議員会決議 一部改正 令和7年6月12日)

1 (目的及び意義) 第1条、(公表) 第4条について一部改正。

2 この規程の一部改正は、令和7年6月12日から施行する。